平成26年4月

生ごみ処理機器等購入費の一部を補助します！

立川市では、市民の皆さんのごみ減量意識の向上と生ごみの減量を目的に、生ごみ処理機器等の購入費の一部を助成しています。

制度の概要		
種　　類	生ごみ堆肥化容器	生ごみ処理機器
補助対象者	①立川市に住所があり、居住していること ②購入した生ごみ処理機器等を良好な状態で管理できること ③市税の滞納がないこと	
対象機器	販売店、メーカーは問いません	
	土の中の微生物等の活動を利用し、生ごみを自然発酵及び分解することにより、生ごみを処理する容器 ＊中古品は除く 生ごみ堆肥化容器（例）	微生物の利用または温風等で乾燥させることにより、生ごみを処理する機器（ディスポーザーは除く） ＊中古品は除く 生ごみ処理機器（例）
補助の範囲	１世帯あたり２基	１世帯あたり１機
	＊生ごみ処理機器等を購入後、５年を経過しての買換えは補助対象	
補助金額	購入価格（本体価格）の1/2 ＊別売付属品・送料などは除く	
限度額	3,000円	25,000円
申請期限	購入から３ヶ月以内	
その他	生ごみ堆肥化容器と生ごみ処理機器の併用は可能です	

生ごみ処理機器と言ってもさまざまなタイプがあります。
種類によって処理能力に違いがあったり、屋内設置型・屋外設置型や電動式・非電動式、またはランニングコスト（電気代や補助材費など）がかかるものなど・・・
どのタイプが合うのか、よく調べてから購入することをお勧めします。
どの機種も共通して言えることは、生ごみの水切りです！
水切りを怠ると、処理能力の低下や電気料金アップなど起こり、余計な手間やお金がかかるそうです。

補助金申請手続きの流れ

まず、購入を考えている機種が補助金制度の対象になるか確認をしてください。

①生ごみ処理機器等の購入

希望の機器を購入してください。

＊その際、本体価格が分かる領収書(*1)と製造メーカー、型式・型番（取扱説明書の写し等）がわかる書類を受け取ってください。

②必要書類の提出

ａ）申請書　ｂ）領収書原本(*1)　c)取扱説明書の写し等(表紙のみ)
ｄ）請求書を揃えてごみ対策課へ提出してください（郵送可）。

＊用紙は、市ホームページからダウンロードするか、ごみ対策課へご連絡いただければ郵送いたします。

③補助金の振込み

審査が終了したら、補助金交付決定通知書を郵送します。

後日、補助金をご指定の金融機関の口座に振込みます。

注意！

◎領収書について(*1)

- 販売店の領収印のあるものを用意してください。
  インターネットを利用して購入する場合、領収書が発行できるか、確認をしてから購入してください。
- 領収書には①購入者名②メーカー、型番③本体価格④消費税、送料などの内訳⑤購入日⑥購入店名の記載があるか確認をしてください。

◎本体購入価格について

- 領収書を確認のうえ、送料等を除いた金額を記入してください。

◎アンケートについて

- 補助金を交付してから約半年後に、ご利用状況をおうかがいしますので、ご協力をお願いいたします。

送付先・問合せ先

〒190-0034 立川市西砂町４丁目77番地の1
立川市環境下水道部　ごみ対策課ごみ対策係
電　話　（０４２）５３１－５５１８　直通
ＦＡＸ　（０４２）５３１－５８００